

警察庁丁暴発第271号

平成23年12月22日

社団法人全国建設業協会会長 殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部

暴力団対策課長

「暴力団排除等のための部外への情報提供」に関する通達の改正について

貴会並びに傘下事業者の皆様におかれましては、平素から暴力団等反社会的勢力の排除に積極的な取組みを進められていることに敬意を表しますとともに、厚く御礼を申し上げます。

近年、各事業者の皆様には契約等からの暴力団排除のための取組みを進めていただいているところですが、その一方、暴力団は組織や活動の実態を不透明化させるなどの動きを見せています。このような情勢を受けて、事業者の皆様からの暴力団等反社会的勢力に関する情報提供についての要望が高まっており、本年10月までに各都道府県で施行された暴力団排除条例においても、事業者等に対し必要な支援を行うことが都道府県の責務として規定されているところであります。

以上のような情勢の変化に的確に対応し、社会からの暴力団の排除を一層推進するため、この度、警察庁において、暴力団排除等のための部外への情報提供に関する根拠通達である「暴力団等排除のための部外への情報提供について」を別添のとおり改正いたしました。

御一読いただくとともに、貴会並びに傘下事業者の皆様において、引き続き暴力団等反社会的勢力の排除について特段の御高配をいただきますようお願いいたします。